

令和2年 第1回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 令和2年2月7日

至 令和2年2月7日

陸別町教育委員会

令和2年 第1回 陸別町教育委員会会議録				
招集の場所	陸別町役場 3階 委員会室			
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年2月7日 午前9時27分	教育長	有田 勝彦
	閉会	令和2年2月7日 午前11時00分	教育長	有田 勝彦
委員の出席 及び欠席 ○出席を示す ×欠席を示す	教育長	有田 勝彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	西岡 愛則	○	
	委員	小木 育子	○	
	委員	後藤 和美	○	
会議録署名委員	後藤 和美			
説明のため会議 に出席した 者の職氏名	次長	空井 猛壽	主任主査	遠藤 克博
	主幹	北村 正利	主任主査	大鳥居 仁
	所長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主任	角谷 亮輔		
会議に付 した事件	議案第1号-陸別町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則			
	議案第2号-陸別町教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程			
	議案第3号-陸別町学習支援員等設置要綱の一部を改正する要綱			
	議案第4号-招致外国青年任用規則の制定を陸別町長に申し出ることについて			
	議案第5号-令和元年度教育費等補正予算案について			
	議案第6号-令和2年度陸別町教育行政執行方針について			
会議の経過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 ただいまより、令和2年第1回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 本日の会議録署名委員は、後藤委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 それでは、1ページをお開きください。

令和元年12月20日から令和2年の2月6日までの事務報告でございます。管理関係です。かいつまんで申し上げます。

12月23日、陸別小中学校の第2学期の終業式が行われています。

26日は両方とも第3回なのですが、昼に教育支援委員会、そして、夜に学校運営協議会がそれぞれの会場で行われています。委員さんが両方とも7名ずつ、そして、教育委員会からも教育長ほか職員で、メンバーが違うのですけれども、同じ数になっています。

1月に入りまして17日、陸別小中学校の第3学期の始業式が行われています。23日ですが、第8回の陸別町子ども発達支援連絡会が第3会議室で行われています。

27日、通院生徒引率ということで教育長ほか職員1名が旭川市に引率ということで行っております。

管理関係は以上です。

○大鳥居主任主査 続きまして、社会教育関係に移ります。

1月3日、成人式ということで新成人23名の出席を受けております。6日から9日、3泊4日で冒険・体感inとうきょう事業ということで小学校6年生14名が参加して東京に行って参りました。また、17日から19日は足寄、本別、陸別の十勝東北部三町でのジュニアリーダー事業、あつまれ！銀河キッズで陸別からは小学生6名、中学生1名の計7名の出席を得ております。

18日ですけれども、陸別中学校の5回目の土曜授業ということで町長講話が行われております。

2月5日、ビル先生の英会話教室ということで、ぷらっとで実施されておりますが、これは、

今月末まで毎週水曜日の計4回行われる予定です。

社会教育は以上です。

○遠藤主任主査 社会体育関係です。

12月25日、町民スケートリンクをオープンしました。時期的にはほぼ例年と同じです。年が明けまして、1月7日から5才児と小学1年のスケート教室を開催しております。

2ページです。

1月18日は十勝東北部の小中学校のスピードスケート大会を足寄町で開催しております。陸別からは7名参加しています。

22日は町民スキー場のオープンです。例年より2週間ほど遅いオープンになりました。

2月に入りまして、4日から昨日までナイタースキー教室という、これも例年ですと、1月の中旬にやっているのですけれども、スキー場のオープンが遅れたということで2月4日から6日という日程になりました。

米印ですけれども、例年3月上旬に開催しているのですけれども日産のテストコースでの歩くスキーの集いですが、日産側から皆さん御承知のとおり雪不足だったということで、本来業務の試験ができない状況だと、非常事態だということで協議がありまして中止を決定しております。

以上です。

○津幡所長 給食関係になりますけれども、12月25日に第2回目の陸別町給食センター運営委員会の会議を行いました。給食費の関係の件でお話ししたとおりで、10名中7名の委員さんの参加をいただいて承認をいただきました。別件ですけれども、この紙ありますけれども、これは給食センター食育事業ということで、こんな感じで入れていますということで参考までにということになります。

以上です。

○空井次長 続きまして、今後の予定であります、2月の予定を掲載させていただいております。

本日7日ですが、12時50分から小学校におきまして新1年生の体験入学及び入学説明会が開催されます。

飛びまして13日ですが、第11回目の校長教頭会議を開催いたします。

翌14日でございますが、こちらは新中学校1年生の1日体験入学と入学説明会が行われます。同日ですが、令和元年度の社会連携連絡協議会の会議が開催されます。これにつきましては、大学ほか小中学校で出前授業を行っていただいておりますが、その運営部の報告と次年度に向けた協議ということで会議を開催いたします。

飛びまして25日ですが、第3回目の社会教育委員会会議を開催いたします。

27日には第4回目となりますスポーツ推進委員の会議を開催する予定としております。このほか記載のとおり各種教室、講座、講演等が行われます。

以上、簡単ですが御説明とさせていただきます。

○有田教育長　それでは、1ページの1点だけ訂正をお願いします。社会教育関係の1月9日とうきょう事業の到着式ですけれども、町長出席しておりませんので、町長は削っていただきたいと思います。

それでは事務報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○有田教育長　特によろしいでしょうか。それでは、次に報告事項についてですけれども、今日は、報告事項は特にありませんので、ここは割愛させていただきます。

◎議案審議

○有田教育長　次に、議案審議に入ります。

議案第1号、陸別町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　まず、議案第1号の御説明に入ります前に、今回御審議いただきます第1号から第4号共通した事項がございますので、まず、そちらを説明させていただきます。

今般、地方公務員法と地方自治法の一部が改正されまして、これまで定数外職員として任用をしてきていました非常勤の特別職であります、教育委員会におきますと嘱託職員に当たるのですが、そちらですとか、臨時職員、臨時的任用職員の任用に関して、実は明確な制度がなかったということから、各市町村において弾力的な運用を図ってきたという実態があります。そういった任用というか、任用方法が適切ではないという国の判断になりまして、今回、統一的なルールが国の方で定められまして、令和2年4月1日から、その制度にのっとって各市町村において定数外職員の取扱いをしてくださいということになりました。

まず、地方公務員法の一部改正では、厳しい財政が続く中、多様化する行政需要に応えるため、臨時の非常勤職員が増加しているという実態がありますけれども、これらにつきまして、先ほど申し上げましたが各市町村によって取扱がばらばらという部分もあって任用制度の趣旨に沿わない運用が見られるという点がまずあります。これを是正するために、例えば、非常勤の特別職ですとか、臨時的任用職員と呼ばれていた一般職の皆さんにつきましては、我々職員同様、守秘義務などが課されるべきところではありますが、現状課されていないというところで服務休日を含めて厳格化させていただきますというところです。

一方、臨時的任用職員につきましては、本来緊急の場合に、選考等の能力実施を行わずに職

員を任用する例外的な制度でありましたが、先ほど申し上げましたとおり、市町村の判断で財務的な運用をしてきたというところを是正するために法律が一部改正されております。

もう一つ、地方自治法の一部改正につきましては、この臨時的任用職員に対する期末手当の支給が可能となるように法律が定められたところであります。新たな制度に関しましては、嘱託職員、それから、臨時的任用職員の名称を会計年度任用職員と改め、そちらに関連する現行要項等の改正について、今回、御提案をしようとするものであります。ちなみに会計年度任用職員に係る処遇につきましては、給与報酬諸手当、それから服務、分限処分、懲戒処分といった職員に準ずる内容で規定がされているところであります。

以上、会計年度任用職員となった背景の説明とさせていただきます、議案書3ページ目をごらんください。

それでは議案第1号、陸別町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則であります。

提案の理由につきましては、ただいま御説明をしましたが、地方自治法、地方公務員法の一部改正により、所要の改正を行おうとするものでございます。以降の説明につきましては、議案4ページ、新旧対照表を用いて御説明をさせていただきます。この表につきましては、右側が現行規則、左側が改正しようとする規則であります。まず第5条でございますが、現行雇用となっておりますが、会計年度任用職員に移行するに当たりまして、雇用から任用という表現に変わっております。第5条の本文であります、指導員の雇用期間は1年とするとしていたところを今回の会計年度任用職員に移行したことから、任用した日から会計年度の末日までとするというように改正をしようとするもの。あと再度任用することができるということで3年を超えるという表現が削除されております。

続いて第6条ですが、これまで解雇とされていたところ、今回は制度改正によりまして免職と文言の整理を行おうとするものであります。続きまして、第8条であります、社会教育指導員の勤務時間に関する規定を改めるものになりまして、原文につきましては一般の職員の勤務時間の4分の3とするという規定になっておりますが、先に行われました町議会12月定例会におきまして、会計年度任用職員に関連する条例が議決をされ、それに関連する規則が制定をされております。会計年度任用職員につきましては、パートタイム、いわゆる時間で雇用する会計年度任用職員と職員同様フルタイムで働いていただくフルタイム会計年度任用職員の二種類に分類をされることを追加をさせていただきます。ちなみに、フルタイムにつきましては、1週間当たり職員同様38時間45分勤務していただく、パートタイムにつきましては週あたり38時間45分に満たない範囲で任用形態を定めるものとする規定されております。

この社会教育指導員につきましては、パートタイムの計年度任用職員に当たりますので指導員の勤務時間は7時間45分に満たない範囲とすることから、1日に7時間30分以内と定めるものであり、勤務時間の割り振りについては教育委員会が定めるという規定とさせていただきます。それから、給与並びに費用弁償ですが、こちらにつきましては、これまで適用してきました陸別町定数外職員取扱規則が会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例に移行することから、この条項を改正しようとするもの、まず、旧法の現行の賃金につきましては、賃金という名称から会計年度任用職員につきましては、給料及び報酬という名称に変わりますので現行の賃金第10条を改正文では休暇とし、会計年度任用職員の関連規則によるものということで改正をしようとするものであります。それから、現行の旅費第11条であります。これに関しましては、改正規則の第9条、こちらに費用弁償ということで規定がありますので、現行の第11条につきましては、削除をするというものであります。

議案の3ページに戻っていただきまして、附則、この規則は、令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えいたしますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長 それでは、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 それでは、議案第1号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、陸別町教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第2号、陸別教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程であります。こちらに関しましても、議案第1号同様、会計年度任用職員制度が導入されることによりまして、決裁規程の一部を改正しようとするものでございます。

議案6ページ目をごらんください。

新旧対照表を用いて御説明をさせていただきます。議案第1号同様右側が現行の規程、左側が改正しようとする規程であります。改正箇所には下線を引いておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、別表第1の9号でございますが、現行、臨時的任用職員の雇用期間並びに給与の決定とあるところを臨時的任用職員が会計年度任用職員に移行しますことから、第9号を会計年度任用職員の雇用期間並びに給与の決定と改めるものでございます。当表の下段にあります現行規程の下から4行目ですね、一時的雇用者の雇用期間並びに給与の決定とありますが、こちらにつきましては改正規程の第9号、先ほど御説明した会計年度任用職員の雇用期間並びに給与の決定、この条項に網羅されますことからこちらの条項は削除をしようとするものであります。

続きまして、議案7ページをごらんください。別表第3になります。このページの中段になりますが、旧規程の7、賃金とありますが、賃金につきましては給料、そして報酬というふう

に会計年度任用職員は賃金から報酬、給与に変更となりますので、この賃金の項を削ろうとするものでございます。

この本表につきましては削除する条項がありますので、削除された条項以降の条項につきましては、1項ずつ繰り上げることとさせていただいているものでございます。別表第3につきましても同様第7項を削ったことにより、第8項以降を1項ずつ繰り上げていくという改正内容になっております。

それでは、議案5ページ目にお戻りください。附則でございますが、この規程につきましては、令和2年4月1日から施行するというところでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第2号の御説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えいたしますので御審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

○有田教育長 議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第2号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、陸別町学習支援員等設置要綱の一部を改正する要綱を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第3号、陸別町学習支援員等設置要綱の一部を改正する要綱でございます。こちらにつきましても、議案第1号、第2号同様、会計年度任用職員制度が導入されることによりまして、要綱の一部を改正しようとするものでございます。

議案10ページをお開きください。新旧対照表を用いて御説明をさせていただきたいと思っております。こちらの表につきましても右側が現行要綱、左側が改正しようとする要綱でございます。

まず、第6条ですが、雇用期間とあるものが任用期間と改める、それから、社会教育指導員同様ですね、任用期間の規定を変更するというものでございます。服務でございますが、これまで、陸別町定数外職員取扱規則というものがありましたが、その臨時職員に準じるという規定でございますが、こちら左側の様に陸別町職員定数条例、職員と同様の取扱ということで参照条例の改正を行おうとするものでございます。

それから、第8条になります。勤務時間でございますが、現行の要綱では時間が指定をされておるところでございますが、こちらにつきましては、1日につき7時間30分以内とし、勤務時間の割り振りにつきましては学校長が定めるという改正とさせていただいております。

それから、続きまして第9条になりますが、現行の時間外割増賃金とありますが、学習支援員につきましては、給与の支払いとなります。こちらの会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例におきまして、時間外勤務に関する規定を設けられておりますので、参照条例を変更しようとするものでございます。

続きまして第10条、休暇であります。これも第9条同様ですね、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に参照規則を読み替えるものであります。

それから、10ページ目の一番下、賃金の欄でございますが、現行毎年度予算の定めるところによるとありますけれども、会計年度任用職員につきましては、職員同様、給料表を用いて給与決定をすることとなっておりますので、予算の定めるところによるという条項につきましては、削除をするものでございます。

同様に現行第12条の旅費であります。こちらにつきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に網羅されておりますことから、第12条を削除するものであります。

それでは、議案の9ページ目に戻っていただきまして、附則であります。この要綱は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えいたしますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長　それでは、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長　それでは、議案第3号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長　異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、招致外国青年任用規則の制定を陸別町長に申し出ることについてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　議案第4号、招致外国青年任用規則の制定を陸別町長に申し出ることについてでございますが、これまでの3つの議案同様地方自治法、地方公務員法の一部改正によりまして、所要の制定をしようとするものでございます。外国青年等々につきましては、現行、外国青年就業規則ということで、現在いらっしゃるビル先生については、現行の外国青年就業規則に基づきまして、職務に就いていただいておりますのでございますが、先の三つの議案同様ですね、会計年度任用職員の適用を受けることとなりますので、これまで現行の外国青年就業規則は廃止をして新たに招致外国青年任用規則として制定をしようとするものであります。

それでは、議案の13ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、全文制定となりますので1個ずつ行きたいところですが、特に現行の規則と異なる部分を中心に御説明をしたいと考えております。

まず、総則につきましては、第1条の記載のとおりであります。定義につきましても記載のとおりでございます。

第2章の職務であります。外国語指導助手の職務といたしまして、第3条の第1号から第

9号に掲げられております外国語活動等に関する職務を規定しております。第2項におきましては、所属所長、つまり学校長の指示に従いまして学校巡回、特定の学校に駐在しまして職務を行うということとなっております。

第3章におきましては、任期及びその終了ということで、招致外国青年の任期について規定をしておるところでございます。

第4条の第1号でございますが、前半任期となります。これにつきましては、会計年度任用職員の適用を受けますことから、毎年度任用するということになりますので、多くの場合、年度途中に招致をさせていただくということになりますので、まず、採用というか、招致した年につきましては、その年度の3月31日までの期間を前半の任用期間とする。それ以降につきましては、来日した日から1年となるまでの期間を後半の任期ということで規定をしております。

なお、この招致外国青年任用規則の制定に当たりましては、ここにただし書きにありますが、一般財団法人、自治体国際化協会というところを通じて外国青年を招致しておりまして、この規則全般に言えることなのですが、この自治体国際化協会の定めるジェットプログラムという外国青年招致の事業がありますが、それに乗りまして外国青年を招致しているということから、そちらの雇用条件等の雇用規則に網羅をさせていただいているというところがございます。

第4条の第3項になります。町は引き続く5年の任用期間の経過した場合においては、再度任用は行わないということで、5年限りで任用は終わるという規定となっております。

それから、報酬その他の給付の第6条でありますけれども、招致外国青年の給与に関する規定を盛り込んでおります。こちらにつきましては、自治体国際化協会、こちらの定めに従う形で規則を制定したいということで第6条を設けております。1年目月額28万、2年目30万、3年目32万5,000円、4年目、5年目は33万とするとありますが、これにつきましては、自治体国際化協会がジェットプログラムで外国青年に対して支払う月額報酬だよということで規定がされているものを当町の規則にも盛り込んだものでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思っております。

第7条以外につきましては、会計年度任用職員に該当する部分と同様の記載となっておりますので説明につきましては割愛とさせていただきたいと思っております。それから第5章の勤務時間、休日、休暇、こちらにつきましては、現在の勤務実態に合わせる形、それから、休暇につきましては、自治体国際化協会が定める就業契約の中身を反映する形で、第11条で規定をさせていただいております。

第12条以降につきましては、会計年度任用職員の取扱をそのまま計上をさせていただいております。

続きまして、18ページ目をお開きください。第6章の服務になりますが、こちらにつきましても、会計年度任用職員に準じる形で規定をしておるところでございます。第14条であり

ますが、これまでサービスの宣誓に関する条例に基づいたサービスの宣誓ということは行っておりませんでした。より厳格化するためにサービスの宣誓をしていただく規定を設けております。なお、通常職員につきましては、任命権者の前で宣誓書を読み上げるということをするわけですが、招致外国青年につきましては署名をもって宣誓を行ったものとみなすという規定を新たに設けております。以降につきましては、会計年度任用職員の規定を準用させていただいております。

続きまして19ページの第7章、懲戒等であります。これにつきましても、会計年度任用職員の規定を準用し、掲載をさせていただいております。

続きまして、21ページ目をお開きください。第8章につきましても、会計年度任用職員の規定を準用する形で条項を設けておるところでございます。ということで、新たに招致外国青年任用規則として、外国語指導助手に関わる職務、サービス等について新たに規定をしようとするものでございます。

議案22ページ目をごらんいただきたいと思っております。附則であります。この規則は令和2年4月1日から施行する。第2項として現行の外国青年就業規則につきましては、廃止をするという規定とさせていただいております。

それでは、以上簡単ではありますが、議案第4号の御説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○有田教育長　それでは、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長　それでは、議案第4号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長　異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、令和元年度教育費等補正予算案についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　議案第5号、令和元年度教育費等補正予算案についてでございますが、既定予算に補正をする必要が生じたため、別紙のとおり陸別町長に提出をしようとするものでございます。

以降、補正予算の御説明につきましては、各担当から説明しますのでよろしく願いいたします。

○北村主幹　それでは、24ページから説明をさせていただきたいと思っております。横長になります。

まず、歳入いわゆる収入の部分でございます。この24ページにつきましては、GIGAスクールネットワーク構想というものがございまして、これは政府のICT教育の充実を図りな

いということで令和5年度までICTについての整備をするために国庫補助金、それといわゆる教育債といわれている借金なのですけれども、それらの方でやりなさいということでございますので、その予算を計上しております。このGIGAスクールネットワーク構想につきましては、あとで歳出にも出てきますので、そのときに説明をいたします。

26ページをごらんください。3月補正ということで、ほぼ確定額ということでもう事業確定したもので減額するものばかりでございます。中には増額もありますけれども、増額の部分は、これから説明をしていきますが、26ページのまず教育委員会のところの費用弁償、これも全部確定で減額しております。下段の方、いわゆる高速道路の通行料、これについても確定しておりますので記載のとおりの数値を減額しております。

27ページになります。

27ページですけれども、教員住宅の建設事業でございます。実施設計、それから、建設外構工事、それから、住宅用備品、いわゆる物置ですけれども、これ全て確定しております、記載のとおりの減額となっております。

次のページになります。

28ページ、ここから増額となっております。まず教育振興費ということで、01の報酬、委員報酬ということで、教育支援委員の報酬の増から説明を申し上げます。教育支援委員会というのは、いわゆる特別支援に入級する子をどうするかということで協議をして、そして入級を決定するといった、昔就学指導委員会という名前になっていますが、今まで3回行っております。通常でいきますと、年2回なのですけれども、今年は3回やっているのですが、8月にちょっとした情報があったのですけれども、来年度新5年生として北見の方から、今情緒学級に入級している子が陸別に来るとということで、それが来るということが確定しておりますので、そのまま情緒学級に入れればよいというわけではなく、やはり陸別町の小学校に来るからには教育支援委員会を通して、その子に合った支援なのかどうかというのを確認するために会議を開かなければならないということで、その1回分の報酬、それから費用弁償等を、増額しております。

報償費、謝礼金に移りますが、療育指導謝礼金等の見込み減ということでございますけれども、これは必要分を除いて、減額しております。それから、費用弁償は先ほど言ったように、会議を開くための費用弁償が必要ですので、その部分を増額しております。委託料につきましては、内科検診が確定したのでその分の減額、それから療育指導については、帯広のつつじが丘学園の先生がいらっしゃるのですが、この分の先生の派遣額ということで2回分見ておりますが、とりあえず1回分を残して減額ということにしております。

29ページに行きます。学習支援事業でございます。学習支援員、特別支援補助員、これは、まだ継続しておりますので見込んだ分、共済費なのですけれども、社会保険のほうが実は総務課総務担当から増額になるということで言われておまして、その計算によって増額しております。賃金につきましては、29万ほど、これは減額が見込まれるということで、その分の減

額になっております。

下段です。下段が英語指導助手の招へい事業です。英語指導助手の旅費なのですが、ほぼ行っていないことが多くて、約10万円ほど減額ということで、旅費2泊分を残して減額したいということで、その分の予算となっております。

次のページ行きます。

30ページです。小学校のほうに移ります。小学校の報償費、これは歯科検診の謝礼金ですが、確定しておりますので、その分の減額です。あと、需用費でございますが、燃料費につきましては、灯油代、これは、これから節約をしたとしても、不足になるということが見込まれて、これは単価増もあるのですが、その分の増額ということで、今回要求をしたいと思います。光熱水費につきましても、これは、原因は、まだ究明されていませんけども、このままいきますと、電気料に不足が生じるということで、その分の増額を要求する予定になっています。委託料につきましては、それぞれ清掃、予防接種、それから学校管理委託は確定しておりますので、その分の減額となっております。14節の複写機、それから、車両借上料につきましては、これは必要分を見込んだ額を残しまして減額させていただいております。

31ページに行きます。

31ページは、小学校の教育振興費です。コンピュータの保守管理、これは確定しておりますので減額をしております。就学援助費ですが、これは必要分を残して見込みで計算をしております。その分で、それでも、8万6,000円の減額ということで見込まれますので、その要求をしているところであります。給食費につきましては、後で給食関係から説明を申し上げます。

32ページに行きます。事業名は、情報通信ネットワーク環境施設整備事業という、ちょっと長いですが、先ほど言っていたGIGAスクールネットワーク構想というものでございます。令和5年度まで、一応目標としている水準が校内LANを各1校に設置すること、これは目指している目標は100%。それから3人に1人のタブレット端末、あるいはノートパソコン、これが、条件がありまして、キーボードは必須だとか、あるいは、1.5キロ未満だとか、あるいは9インチから10インチまでの間にしなさいとか、バッテリーを8時間持たせなさいとか、そんなような仕様があります。教師に1台、目標としている水準なのですが、教師に1台のタブレット端末、あるいはノートパソコン、それから、ICT支援員も4校に一人は欲しいということで、そのような形となっておりますが、令和元年度、まずは予算を付けて、実施は今からだとちょっとできないので、令和2年度に実施するといったものでございますが、陸別町の場合、他の学校もそうなのですが、まずは校内LAN、Wi-Fiですね、小中学校に配備すると、これも高速のものを付けなさいという条件がありまして、それでかなりの金額となっております。今はあるのですが、それよりもっと早いというのが要求をされております。それに伴いまして、電源キャビネットというものも揃えなさいと、普通教室に1台ずつですから6台です。電源キャビネットは何なのかというと、ここにタブレットがあるので

すけど、これが10.5インチなのですけども、これをしまっておいて充電できるもの、そういう金庫みたいなものですね、それを各クラス1台ずつ配備しなさいということで、それを購入する予算をここで見ております。これは、中学校も同様に出ております。

33ページに行きます。今度は中学校です。中学校につきましては、委託料の方がガラス、トイレ、床ワックス清掃、インフルエンザ、それから、中学校の施設等の委託事業は全て確定しておりますので、その分の減額となっております。あと、複写機使用料ですけれども、これも減額が見込まれます。必要分を残して減額をしております。下段です。教育振興費のほうです。コンピュータの保守管理のほうの委託料も確定しておりますので、6万5,000円を減額しております。それと就学援助費を必要分としまして、減額してきております。

次のページ、34ページです。上段の給食費につきましては、学校給食のほうから説明をお願いしたいと思います。34ページの下段は先ほど言いましたように、小学校と同じように校内LAN、それと、電源キャビネット、この部分を令和元年度で補正予算として計上して実施は来年度ということの計画となっております。

管理担当は以上です。

○大鳥居主任主査　　続きまして、社会教育に行きます。

歳出につきましては、35ページからなのですけれども、歳入の方は一つだけありますので、25ページにお戻りください。

25ページの上段になります。地域学校協働活動に関して、道を通じて国の補助金が下りてくるのですが、こちらの額が確定しまして、2万2,000円と、4万2,000円の合わせて、6万4,000円の補助金額が決まりました。これに伴いまして、23万8,000円の減額、額の確定という形ですね。金額が大きく下がってしまったのは、国から道に下りてきた段階で、希望市町村に均等に割り振るといふか、割合に応じて割り振るといふことで決められたパイをみんなで分けるということで、これだけ下がっちゃったという形になっております。歳入のほうは以上です。

35ページの歳出に戻らせていただきます。社会教育関係は歳出に関しましては、事業終了による額の確定、もしくは、見込みの額の減額、全て減額だけになっております。まず、35ページの上段です。成人式につきましては、終了に伴う額の確定で減額補正という形ですね。これは基本的には参加者、対象者数に対して参加者数が減るといふ例年の形となっております。ただし、記念品に関しましては、7万円の減になっていて、補正後の額2万4,000円になっておりますけども、こちらは例年買っている記念品の写真立てですね、あれを長年たまってきた在庫、端数が出るとそれを在庫していたのですけれども、その数が参加者の数が間に合うようになりまして、今回は写真を現像焼き付けのみとなったので、減額できたという形になっております。

それから、35ページ下段の文化祭につきましては、終了に伴う額確定の減額という形になっております。

36ページに移ります。社会教育推進事業の減額です。こちらは各種講座の中止とか、既に終わったことによる減額になります。まず、家庭教育学級につきましては、謝礼金は支出しませんでした。というのも、学校センターで職員指導していただいたので、発生しなかったということですね。それから大人のリコーダー講習会は、団体さんのほうの都合で、ちょっと今年は無理ということで、減額させていただきます。それから、本別、足寄、陸別の三町の十勝東北部高齢者学びの集いにつきましては、年度に入ってから生涯学習協会さんの生きがづくり生涯学習促進事業の採択を受けることができましたので、講演講師の講演料が全てかからなくなったということでその分の減額という形になっております。

それから、託児関係ですが、こちらは7講座に関して託児の希望を応募したのですけれども、今まで実績、託児の必要性があるという方がいっしょになかったので、残り一つの講座しかありませんので、その分を残して減額という形にさせていただいております。ことぶき大学の参加事業につきましては、ことぶき大学、今年度分終了しましたので、額の確定ということで減額という形になります。36ページ下段のジュニアリーダー養成講座につきましても、全てのジュニアリーダー活動の研修が終わりましたので、額確定ということで減額になります。

37ページに移らせていただきます。中学生等海外研修派遣事業ですが、こちらも終了しておりますので、額の確定で減額。海外研修につきましては、あとは報告書の印刷製本費の実施のみとなっております。それから、社会教育指導員につきましては、見込みで残り2月と3月分の賃金ということで減額となっております。減額となる理由は基本的に指導員の方に、ときどき学童を手伝ってもらおうということがありまして、学童の賃金から支出されることがあるので、その分が減額という形になっています。37ページの一番下の冒険・体感inとうきょう事業は先日終わりましたが、交付金の額の確定と町への戻しが終了しましたので、残った分、額確定ということで減額することになっております。こちらの減額の理由は、対象者数17名から参加者数が14名ということでこの学年は全員行けなかったことが主な原因です。

続きまして、38ページに移ります。学童保育所につきましては、見込みによる減です。食糧費の方が少し余る見込みが出てきましたので、こちらのほうの減額、それから、中段の地域学校協働活動事業につきましては、全て終了という形になっておりますので額の確定による減額、それから、一番下の土曜授業につきましては、あと2回ほどありますけれども、講師に払う謝礼の予定はなしということで減額させていただきます。

社会教育につきましては以上となります。

○遠藤主任主査 社会体育関係です。

39ページからになります。社会体育関係は、事業費の確定ですとか、確定見込みということでの減額の要求となっています。上から行きますと、記念写真代ということで、右側の内容及び算定基礎というところをごらんいただきたいのですが、まず、記念写真代ということで、先ほども説明しましたように歩くスキーの集いですとか、北稜岳の登山会、集合写真を撮って参加者に送っているのですが、これはどちらも中止になったということで、全額を

落とすということです。

次は、明後日移動スキー教室ということで上士幌の糠平スキー場へ行きますけども、その指導者と事務局のリフト代、見込みよりも安く上がったということでの減額です。その下は、施設のし尿処理ですけれども、簡単に言ってしまうと、汲み取るほど量がなかったということでの減額です。一番下は、臨時作業員の方にいろんな作業をお願いしていますけれども、その確定見込みが出たということで15万円落としています。

40ページです。パークゴルフ場の管理の材料ということで、こちらも2万3,000円落とせるという見込みでの減額です。その下はスケートリンクの管理ですけれども、スケートリンクは、今月の10日で終了しますけれども、維持管理ですとか、休憩所の管理も含めまして、15万円ほど減額するということでの要求になります。

以上です。

○津幡所長　　続きまして、給食の関係になります。

歳入がありますので、25ページへ戻っていただいて、下のほうになります。給食費なのですけれども、年に12カ月あるのですけれども、10回で払っていますので、最後の納期が2月になりまして、2月3日に確定しています。以降も多少は、異動はあるのですけれども、2月3日現在ということで当初、小中学校200日で、保育所220日を見ていたものが、いろんな行事があつて、大体190何日か、小学校だと、保育所でも211日、中学校だと多くて193とかということになりますので、そのほか、小学校で、行事があつて父兄の方が来たときに出したりしたというところも増やしたりして、その分の減で80万5,000円ということになっています。

続きまして、31ページの下のほうになります。給食費の補助金の小学生のほうなのですが、これも先ほど言ったとおりで、2月3日で確定しましたので、3月分は、1名増えたらということで、少し予備を見て、それ以外の補助金の部分を落としています。

続きまして、34ページの上になりますね。こちらも同じになります。中学校の補助金なのですけれども、2月3日確定になりまして、予備を少し残して減額しています。

あとは、給食の関係になります。41ページをごらんください。こちら学校給食費の共済費、上から04共済費、07賃金の中で、賃金と期末手当があるのですけれども、昨年の12月に当初予算を作って、そのとき主任、副主任という形で、嘱託職員2名ということだったのですけれども、1名辞められて、4月から嘱託職員1名で、もう1名の方は長期臨時という形、長期臨時さんが2人になって、短期の方が何名かということで、その中のやりくりで計算して、総務課のほうに配当とかしているその残り分を例えば社会保険料であれば、17万3,000円ですと、賃金も長期臨時職員として、そちらのほうで払った見込みと少し余裕を見て残り15万8,000円を残します。期末手当も当初の嘱託職員は、給料何万か開きがあるので、その辺の開きによりまして41万8,000円ですと。その下、臨時技手さん配送のほうなのですけれども、見込みの減になります。その下、12節なのですけれども、役務費、これは全てごみ

処理なのですけれども、最初見たとき、7月までは自分たちで事業系一般を運びなさいということで、自分たちで運んで10キロ220円だったよというところの予算を当初に見立てて、途中から委託になりますよということで委託料を見ました。産業廃棄物も当初見ていたのですが、そちらの方も収集方法がちょっと変わりましたので、全体的に見込みを見て残りの分を減額するということになります。

以上です。

○有田教育長 ありがとうございます。補正予算の内容については、今年度最後ということなので、おおむね事業確定、もしくは見込みという減額が主なものです。大きなものについては、GIGAスクール関係のICTの機械整備ということで、元年度補正をして令和2年で整備していくというような内容と、あとは、一部、小学校で燃料代がちょっと増だということと、教育支援委員会、会議を開くための予算を、1回分を見ていくというのがプラス要因かなということでの予算となっております。

議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第5号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認めます。議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、42ページです。

議案第6号、令和2年度陸別町教育行政執行方針についてを議題といたします。

私のほうから説明をさせていただきます。事前に1回、執行方針案をお配りさせていただいておりますけれども、その後、職員とか学校の校長先生に見させていただいて、一部、字句とか訂正しておりますので、今日改めて配付したものを説明させていただきます。内容については大きな変更はあるわけではありませんので、御了承いただきたいと思います。

執行方針案の部分であります。

1ページです。全文を読み上げることは割愛させていただきます。1ページのところで上から4行目の終わりから陸別町が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割が重要だと、そういうのを基本にいたしまして、今年度、今年度というのは令和2年度ですけれども、小学校において新学習指導要領は全面実施となりますというところを、記載をしております。その後、飛びまして、後段ですけれども、この理念を実現するにはということで、これは昨年も明記しておりますけれども、この辺の理念については、陸別の子は、陸別で育てるという部分については、これは今後もこういう理念に基づいてやっていく、大きな変更をしているところではありません。

続きまして、2ページをごらんください。学校教育の推進については、社会で生きる力の育成、豊かな心と健やかな体の育成、学びをつなぐ学校づくりの実現、学びを支える家庭・地域

との連携・協働ということで、大きな項目を作りながら学校づくりに取り組みますということなのですが、2ページのところは、社会で生きる力の育成の部分については、特に中段から後半の部分、全国学力学習状況調査の関係での活用分析をして、学力向上を目指すという部分と、それから特に小中学校で、外国語の授業の充実であるとか、特別支援教育であるとか、これは昨年と同様に引き続き、この辺の支援に努めていくと。

後段については、特に先ほど補正予算にもありましたけども、文部科学省ではGIGAスクール構想ということで、ICT関係の整備を進めるということでもありますので、この辺の所要の予算を計上すると、3ページ上段につきましては、将来的には、児童生徒一人に1台のパソコン、タブレット、などの端末機械を配備されるものと想定されますということで、この辺は、取組みを進めていかなければならないのかなと思っております。その下、修学旅行費につきましても、小学6年生、中学3年生、修学旅行費については、一部助成と奨学資金の貸し付けについても、例年同様予算を出しましたという内容であります。

3ページ、次に豊かな心と健やかな体の育成の部分につきましては、この辺については、道徳科だとか、ふるさと科による授業だとか読書活動でふるさとへの誇り、愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心という、その豊かな心を育みますという部分と、もう一つは、先ほど全国学力のお話をしましたけど、今度は、全国体力・運動能力の関係ですけれども、こちらについても、やはり活用分析を利用して体力向上に取り組んでいきますという部分になります。

それから、いじめの問題であります。陸別では大きいじめがあるわけではないのですけれども、全くゼロではないというのでありますので、年2回のアンケート調査をやるだとか、やはり学校全体でいじめ防止、早期発見、早期対応、こちらも大切だということでもありますので、この部分について記載をしているところであります。

4ページをごらんください。今、中国でコロナウイルス等ありますけれども、身近な部分で歯の健康など、フッ化物洗口であるとか、今帯広でもまだ流行っているということでインフルエンザ予防についても、この辺についても終始徹底をしていきたいというふうに考えております。

その下、学びをつなぐ学校づくりの実現でありますけれども、令和元年度、要するに、昨年度という表記にしておりますけれども、小中一貫取り組んでいますけれども、これはもう今後も引き続き小中一貫の体制づくりに向けて取り組んで行くというところで、それを支える陸別町学校運営協議会、陸別町地域学校協働本部の充実に取り組んでいって、小中一貫が陸別の児童生徒、子どもたちのために有効な手段として、取り組んでいくという内容であります。

4ページの下ですけれども、新学習指導要領、小学生ですけれども、特に小学校5、6年生で外国語科、3、4年生では外国語活動ということで、これについては、すでに今、実施しておりますけれども、英語指導助手だとか、中学校の先生の英語教諭乗り入れていただいております。それから、今年度については、新たに週1回ですけれども、巡回指導教諭というのが、

英語授業のために来校していただく予定となっておりますので、それについて取り組むということと、あと、プログラミング教育というのがありますけれども、こちらについてもすでに準備を進めておりますので、今年度新たに進めていくという内容になります。

5 ページのところになります。実は働き方改革だとか小中一貫教育に取り組んでいるところなのですが、小学校では全教員が基本的に担任を持っているという部分で、なかなか余力がないということで一部中学校と同様に教科担任制について取り入れてはどうかということで、文科省でも検討を進めているところでありますけれども、陸別においても、小中1校ずつということで、小中一貫もありますし、中学校の先生は乗り入れもやっていただいておりますので、この部分については、今年度、全てどんと進められる予定ではありませんけれども、例えば英語だとか、体育だとか、音楽だとか、高度な知識が求められる教科については、少しずつ導入に向けて検討をぜひ進めていきたいと。これは、特に小学校でも高学年の部分から徐々に進めることによって、逆に中学校にスムーズな進みが出てくるのかなというふうに思っております。加えて、逆に小学校と保育所との連携も今進めておりますので、これも引き続きスムーズなつながりとなるように連携をしていくということでもあります。

それから、陸別土曜授業、これはすごく進んでいる部分でありますけれども、何とか陸別的には、ある程度受け入れをしていただいて、毎年度、今小学校が3回、中学校が6回という日数で今土曜授業をやっておりますけれども、土曜授業は地域人材の活用だとか、ふるさと科の授業だとかということで、うまく活用していきながら子どもたちの育成に取り組んでいきたいという趣旨の内容を記載しております。

5 ページです。信頼される学校づくりでありますけれども、全ての教職員が毎日、真剣に子どもたちと向き合い、よりよい学校づくりのために努力していますということは、先生たちにも自信を持って取り組んでいただきたいなという思いがあります。しかし、全国、道内も毎年不祥事を起こして、どうしても教職を去らなければならないというのも事実かなと思っております。6 ページの上段ですけれども、教職員の服務規律の保持、徹底、これは毎年、それから毎月の定例の校長教頭会議でも毎回お話ししているところでありますけれども、陸別でこの不祥事において免職という事実はありませんけれども、ただ無くて当たり前だという部分になりますと、ここは毎回、毎回あってはならないということの指導徹底をするということで、改めて記載をしているところであります。

それから、信頼される教職員になるためにはということですが、やはり一人一人ですね、資質向上のために頑張ってもらわなければならないということでもありますけれども、そのために学校長の経営方針に基づいて教育委員会といたしましても、研修センターへの研修講座への参加だとか、教育局の指導主事の指導を受けられるように、そういう体制づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。先生たちの資質向上を子どもたちの学力向上、体力向上にもつながっていくというところで考えております。

それから、その下の本町の教職員の業務改善については、よく働き方改革ということで騒が

れておりますけれども、これは、先生たちが楽するためにやるものではなくてですね、先生たちの本来業務に集中してもらうために、やはり本来無くてもいい業務だとかをなるべく削減して、先生たちに本来業務に十分ついてほしいという趣旨の意図になっております。ですので、やっぱり遅くまで保護者対応のためだとか、先生たち考えているのですね。やっぱりもう少しすっきりさせるために改善をしながら学校閉庁日だとか、部活動の休養日だとかを積極的に取り組んでいただいて、休養をしていただくとか、本来やるべき仕事をもう少し取り組みを、環境づくりに進めていきたいという内容であります。

それから、7ページです。先ほどいじめの話ありましたが、現在、いじめや不登校などの様々な課題がありますということで、陸別もちょっとしたいざごのいじめだとか、それから不登校も今陸別にあります。この解決を図っていくのは、なかなか難しいところはあるのですけれども、学校、地域、家庭、行政が一丸となって取り組むということが必要ですということの訴えと、あとは家庭学習の習慣化、それからインターネットやテレビゲーム、この辺の生活習慣の定着の見直しをしていかないと、なかなか進んでいかないとということでもあります。

児童生徒の安全確保についてあります。ここは登下校の安全確保でありますけれども、春先に通学路の点検だとか、交通安全教室、毎年やっているところでもありますけれども、それに加えて小学校は今、校区支援ネットワークが引き続きお手伝い、協力していただいておりますので、特に市街地、全自治会の協力をいただいております。大変ありがたいことだなと思っておりますので、ここも油断せず取り組んでいけるようにということでもあります。

一番下、防災教育でありますけれども、今年、町の総合防災訓練が一応予定されておりますので、これに合わせて防災学習にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

8ページです。社会教育の推進であります。ここでは、中段でライフステージに応じて誰でも、いつでも、どこでも、何からでも学べる機会の提供、関連施設の整備、充実而努力してまいりますということでもありますけれども、陸別、この小さな町で、なかなか条件的にも限られた範囲の中でやらざるを得ないということなので、ここは、いろいろと例えば少ない施設、少ない予算でやっぱり工夫を重ねていかなければならないと思っております。今、第8期の陸別町社会教育計画を元に実施をしているところでもありますけれども、今年度、令和2年度が最終年度となりますので、令和3年度からの第9期の社会教育計画の策定に取り組んで行くというところでまた関係者でいろいろ策定に向けて進めていただきたいというふうに考えております。特にその下、生涯学習活動につきましては、やはり町民のニーズをどう捉えていくかというところがものすごく大切になっていきますので、この辺のニーズの把握に努めていながら、それに沿ったメニューづくりが大切になっていくのだなと思っております。

9ページですけれども、学習機会の拡充、情報提供、ここ大切でありますけれども、町のホームページ、うちの担当の方でも少しずつ活用しておりますけれども、町の広報誌、それから社会教育ニュースのプラザってありますけれども、この辺の活用等もより積極的にしていきたいというふうに思っております。

それから、公民館です。公民館については、実は建設から37年が経過して、大分古い施設であります。今、管理については委託しているところなのですが、あくまでも通常の貸出業務だとか、レファレンス業務だとか、単なる管理業務しかやっていません。今まで図書館司書を配置していなかったのですが、令和2年度、非常勤でありますけれども、図書館司書を配置して、そこから拡大を進めていきたいというふうに思っております。そこを起点にしていきながら、今ある公民館の将来の方向性、姿を何とか令和2年度で頭出しをしてこれは4、5年後にできるような状況ではないのですが、どこかの時点で新たな公民館機能を備えた施設の設備改修が必要だというふうに考えております。これの検討を進めていきたいというふうに思っております。海外派遣、東京事業については、検討していきたいという趣旨の内容を、記載をしています。

10ページです。学童保育所でありますけれども、昨年、ものすごく夏が暑かったのですが、ちょうど暑いときに夏休みに入って、学校は良かったのですが、学童保育所は普通に開設しておりますので、なかなか大変だったということで、今回、実は小学校の保健室をとということで要望していたのですが、そちらの方はちょっと見送られたので、学童保育所のほうだけ冷房機器の導入ということで今回予算計上をしているところであります。

高齢者教育につきましても、実は、平成28年度から、りくべつことぶき大学ということで見学学習を主体にした中身に内容を変えて結構参加者が増えてきて、ちょうど4年経ったので、4年を一区切りとして第1期生に卒業証書を授与して、また今年度、令和2年度から第2期生を募集して新たな学ぶ機会を増やしていきたいという内容であります。

次、文化の振興であります。11ページのほうで記載してありますけれども、文化の振興については、昨年同様の記載となっているところであります。中段のところ、こちら実はタウンホール、役場と同様でありますけれども、建設から30年以上経過しているということで、ホール機材の劣化が進んでいるということで予算では一部、マイクの整備をしているところでありますけれども、ここも今後、設備改修の検討を見込まれるのは億という金額が見込まれますので、年次的に何から優先的にやっていくかということは、財政状況を見ながら進めていきたいというところで検討を進めていきたいという内容であります。

下段、文化財の保護でありますけれども、こちらについても昨年同様の形の整備をしていきたいという内容です。

12ページです。12ページの上段では、文化財の関係で、特に郷土資料室がやっと開設してありますけれども、これの周知活用をもっと図っていきたいということで、あと関寛斎の顕彰活動につきましては、例年どおりに進めていくところでありますけれども、実は、今年度、関寛斎を題材とした紙芝居制作ということで、今回予算に盛り込んで査定で内定を受けているところでありますけれども、特にやっぱり授業でもやっているのですが、子どもたちにもっとわかりやすく普及、活用を進めていきたいということで、これは取っ掛かりとなればいいなということで、プロの紙芝居士がおりますので、昨年、ふるさと劇場で呼んで紙芝居をやっ

ていただいて、当時来たお子さんより5、60代の方たちのほうが懐かしがっていたなという印象なのですけれども、これがもう少し何か起爆剤として進めていきたいということで考えております。

下段、スポーツの振興であります。スポーツについてはということで記載をしているところでもありますけれども、どこの団体も人口減少でなかなか会の運営が難しくなっているという状況なのですけれども、今ミニバレーだとかカローリングだとかフロアーリングという軽スポーツが何とか大会やるたびに参加していただいているというところなので、その辺を基本として、軽スポーツだとか、町民がスポーツに親しむ機会をなるべく設けられるようにと思っております。そのためには、実は、以前からお話ししておりますけれども、スポーツ施設の老朽化がありますので、ここについては、令和2年度で全てのスポーツ施設について更新するのにどれぐらい必要なのか、いつ出来るかというのを、やっぱり年次計画を整備をしていきたいというふうに思っております。

このスポーツ施設の計画的な整備、維持管理を推進していくのですけれども、逆の面でいうと、一定の役目は終えたという部分で、例えばですけれども、利用者が少ない施設だとかについては、逆に終了するという事も検討していかなければならないものもあるかなというふうに思っております。下段でありますけれども、実は金額的には大した大きな金額の予算ではないのですけれども、パークゴルフ場について昔はナイター照明でずっと点けていたのですけれども、いろいろ節電の時期がありまして、今、月、水、金、夜の8時までナイター照明、6月から9月の期間ですけれども、ナイター利用ということで使っていただいておりますけれども、実は使っていても使っていないでも電気だけ点いています。ということで、実は開放中でも、無人のときがあると、いるのは鹿ぐらいたとかという時期もありましたので、一部そういう声があるとか、実はあそこの場所でパークゴルフやってから焼肉というのも結構あって、火曜日、木曜日にどうしてもやりたくてパークゴルフ、ナイターできないかっていう要望もあったものですから、それで新年度については、自主管理方式を取って、利用者が行って、スイッチを付けて、平日限定ですけれども、利用者がスイッチを付けて利用をして終わったら切るということで、無人でナイター照明が点いているということがないというような改修を今年度行うという予定としております。

14ページです。14ページの試みについては、スポーツレクだとか、スポーツの集いも長年やっているのですけれども、少しずつ内容を見直しながらやっていきたい。またスポーツ振興基金についても以前は基金の果実、利子で運営した時期もあったのですが、今は積立金自体を取り崩しながら充当して活用しているという内容であります。

最後、教育、食育であります。学校給食についていろいろ記載をしております。特に下段のところでもありますけれども、地域の食材なども活用しながらということで、幸い地元の農業者から和牛の寄付だとかありますので、できれば毎年いただければありがたいなというふうに思っているのですけれども、和牛という地元食材を活用しながらバランスのいい、おいしい給食

を提供していきたいと、今現時点でもなかなか評判がいいですので、引き続き、提供していきたいということです。

15 ページでは、食物アレルギー、今でもやっぱり毎年、アレルギーありますので、ここは油断せずやっつけていかないと取り返しのつかない事項になりつつありますので、ここは個々の対応を十分、給食センターのほうで行っているというところでもあります。

あとは、事業だとか収穫体験で、食の大切さ、感謝の気持ちというのを提供していきたいのも一つ子どもたちに忘れないように取り組んでいきたいなというふうに思っております。一般の方はなかなか給食を食べる機会がないですけども、年に1回ではありますけども、給食の試食会、実施をしておりますので、今年も実施したいということでもあります。

下段になりますけれども、給食事業を27年度から開始をしたということで、この5年間、給食費の値上げをせずに運営をしてきましたけども、近年の物価上昇、消費増税などがあるということで、経費が負担多大となっているということでもありますので、以前お話ししましたとおり、給食費を5%値上げするという予算で今進めているところでもあります。

16 ページには、教育施設等の環境整備に係る主なものを計上しております。予算の査定結果につきましては、今日間に合っておりませんので、次回の教育委員会議には予算査定の結果を報告いたしますけれども、主なものをここに抜粋して明記をしているところでもあります。ということで、今年度の教育委員会の教育行政執行方針としたいという内容であります。

私のほうから説明させていただきました。事前に一応お配りをしているということで、改めて、この議案内容の質疑を行いたいというふうに思っております。皆さんのほうから字句の関係も含めてですけども、例えば、ちょっとこういう部分について気になるので、そこを執行方針に取り組んでみてはどうですかとか、もし何か御意見があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

今日提示させていただいて、今、3月の議会が3月10日に開会予定となっております。3月3日には、議案配布ということになりますので、来週、再来週ぐらいまではまだ訂正ができますので、もし何かあれば御連絡いただければということで、21日ぐらいまでが最終ということで、それである程度、3月定例会で私のほうから執行方針を説明したいというふうに思っております。今のところは大丈夫でしょうか。

○後藤委員 生徒の登下校で、病院の下の道路、あそこの駐在所のところの交差点があるんですけども、結構あそこ車速いので気にしていたのだけど、こないだ警備員さん一人立っていたのですよね。下校時間帯に、あれってこちらから何か。

○空井次長 確かにいた。

○後藤委員 そうです。シルバーの軽乗用車で、ずっと止まっているから不審なのかなって思って気にしていたのですよね。そうしたら警備の棒持って下校時間になったら横断歩道に立ってくれていたのですよ。子ども来たら車止めて、ちょうど僕もしばれの関係でいろいろ行き来していたので、止められて、何かなと思ったら子どもたちこうやって誘導してくれてやって

いたので、新しく何か始めたのかなって思ったのですよね。

○有田教育長 除雪とか。

○後藤委員 いや、除雪もしていなかったのですよ。重機も動いて、あ、除雪かなと思ったけど、あれ、重機ないと思って。

○有田教育長 地域の人でもない。

○後藤委員 ベスト着て、重機動いていないし、でも、朝からずっと夕方までいたのですよ。下校時間になったら出てきて、だから登下校、朝多分登校したときに出てきてくれて、だから、何か町で何か始めたのかなと思って。

○有田教育長 校区支援の人では。

○後藤委員 いや、違うと思います。

○有田教育長 校区支援の人は大体月の1日と中身の15日。

○後藤委員 いや、違います。見たことないですよ、そんなの。悪いことしているわけではないなと思ったのでよかったのですが、ここ始めたのかなって、ちょっと思ったので、それを確認したかったのですよね。

○有田教育長 知らない人いると気になるよね。

○後藤委員 そうなのですよ。知らないから余計おっかなかったのですよね。町民だったらあれだなと思ったけど、違うな、どこかから要請されているのかなと思って。

○有田教育長 見たことある。

○空井次長 何回も見ています。しばれ会場行くときに。

○後藤委員 いましたよね、ずっとね。

○空井次長 今はもういない。

○後藤委員 今はもう。しばれの時期ずっと、昼間たまにちょっと会場行かないとならないときに。

○有田教育長 見たことない人。

○後藤委員 顔見たことないです。

○空井次長 トラックか何か誘導しているのかなと。

○後藤委員 俺もはじめ除雪か何かの搬送の誘導だなと思ったけど、何もなしとき車の中でずっと待機しているのですよ。

○後藤委員 僕、たまたま3時過ぎに行って帰ってくるときに、子ども3人くらい歩いてきたっけ、こうやって棒を出されたので、子どもの登下校の何かやっている人なのだと思って。子ども渡らせて、どうぞって、言っていたから、何か始めたのかなと思って。やっぱりわからなかった。知らない人だから、聞いていないしなと思って。

○有田教育長 いいことではあるけれども、何かいきなりだと何かちょっとね。

○後藤委員 それ気になったのですが、いいことだなとは思ったのですが、結構危ないので。そうなんだ、やっぱりわかっていなかったんだ。

○北村主幹 警察の前だから。

○後藤委員 そうです、警察の前だから。余計あれだと思ったけど、警察の方も何かどうのこうのって感じもなかったの。だから、町か何かであれなのかなと思ったのだけど。

○有田教育長 今度行ったら聞いてみて。誰って。登下校はなかなか歩いてくれる児童生徒が減ってきてはいるのですが、保護者の送迎が増えていて。あとは、やっぱり保護者だけでなく、一般町民もどうしても車が少ないと、どうしても市街地制限速度40キロ、国道もそうなのですが、どうしてもちょっと今の車踏んじゃうと50、60出てしまうので、そこは事あるごとにPTAの関係でも少しちょっとアクセルを踏むのを控えていただければというところで、事故が起きたときに、やっぱりその反動で跳ね返ったりとかってやっぱりスピードが出れば出るほど事故の確率が大きくなるので、市街地のスピードの制限抑制についてはまたことあるごとに声掛けしていきたいなと思っております。

それでは改めまして、議案第6号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認めます。では、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

◎その他の事項

○有田教育長 それでは、その他に入ります。私のほうはありません。事務局のほうはありますか。委員さんの方からは。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 では、その他ないということですので、それでは以上をもちまして、令和2年第1回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 後藤和美

會議録作成職員 角 谷 亮 輔